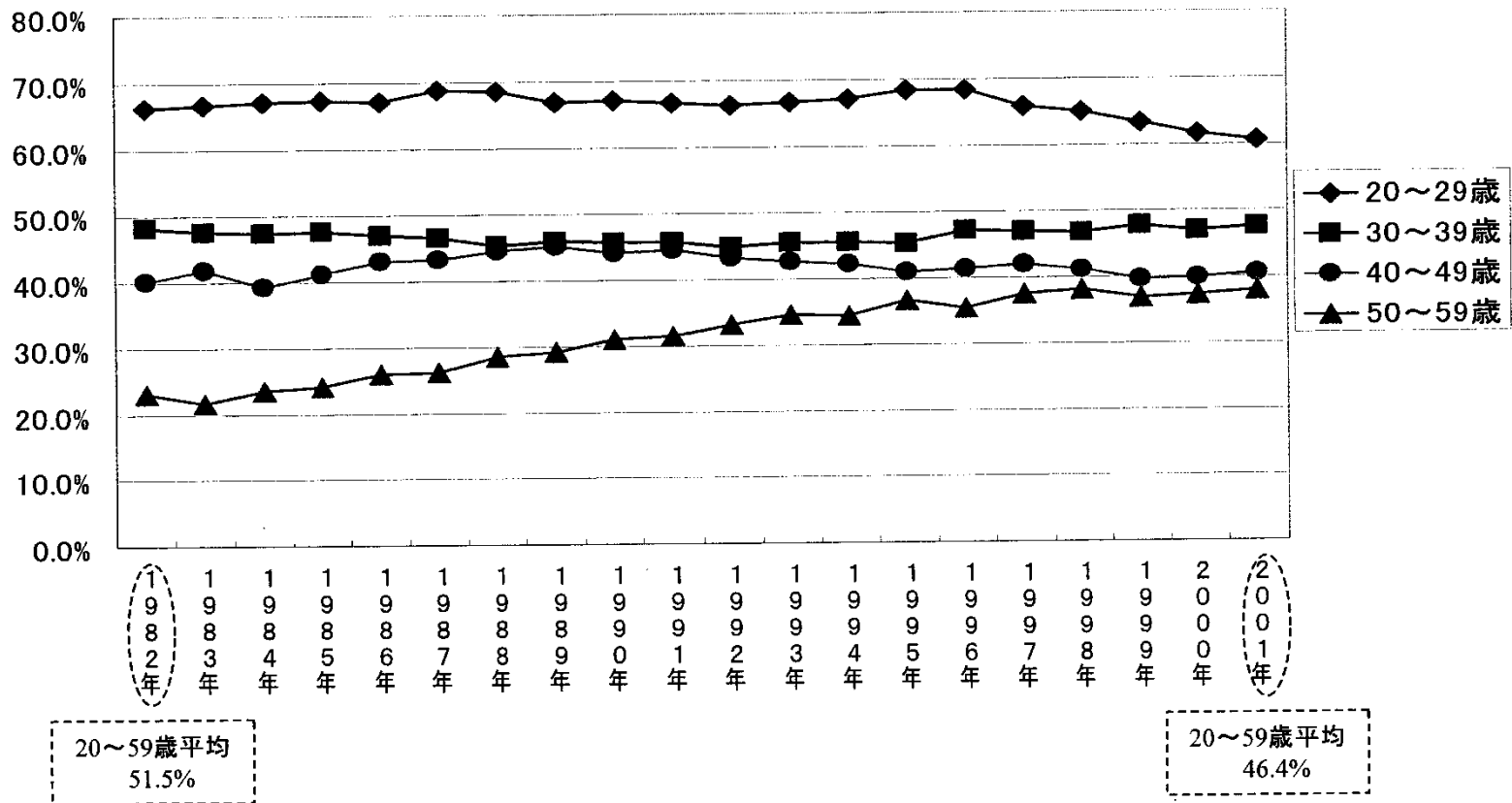


# 雇用の変化

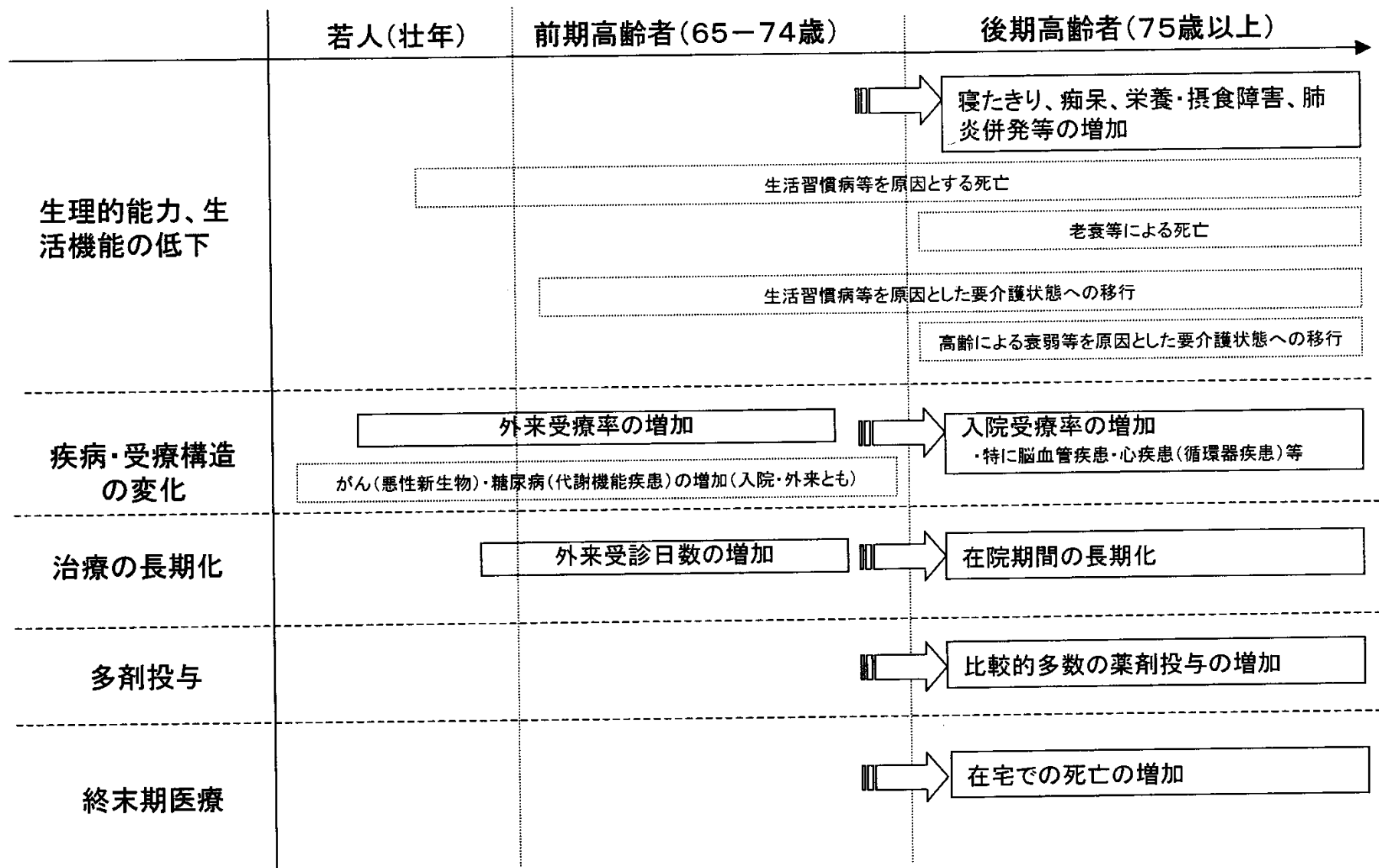
○標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者）の割合の推移を、大卒男子を例としてみると、高齢者雇用の影響が考えられる50歳代をやや低下傾向にある。特に20歳代では1990年代半ば以降かなり低下しており、若年者ほど転職が増加していることがうかがえる。

年齢階級別大卒男性の標準労働者割合の推移



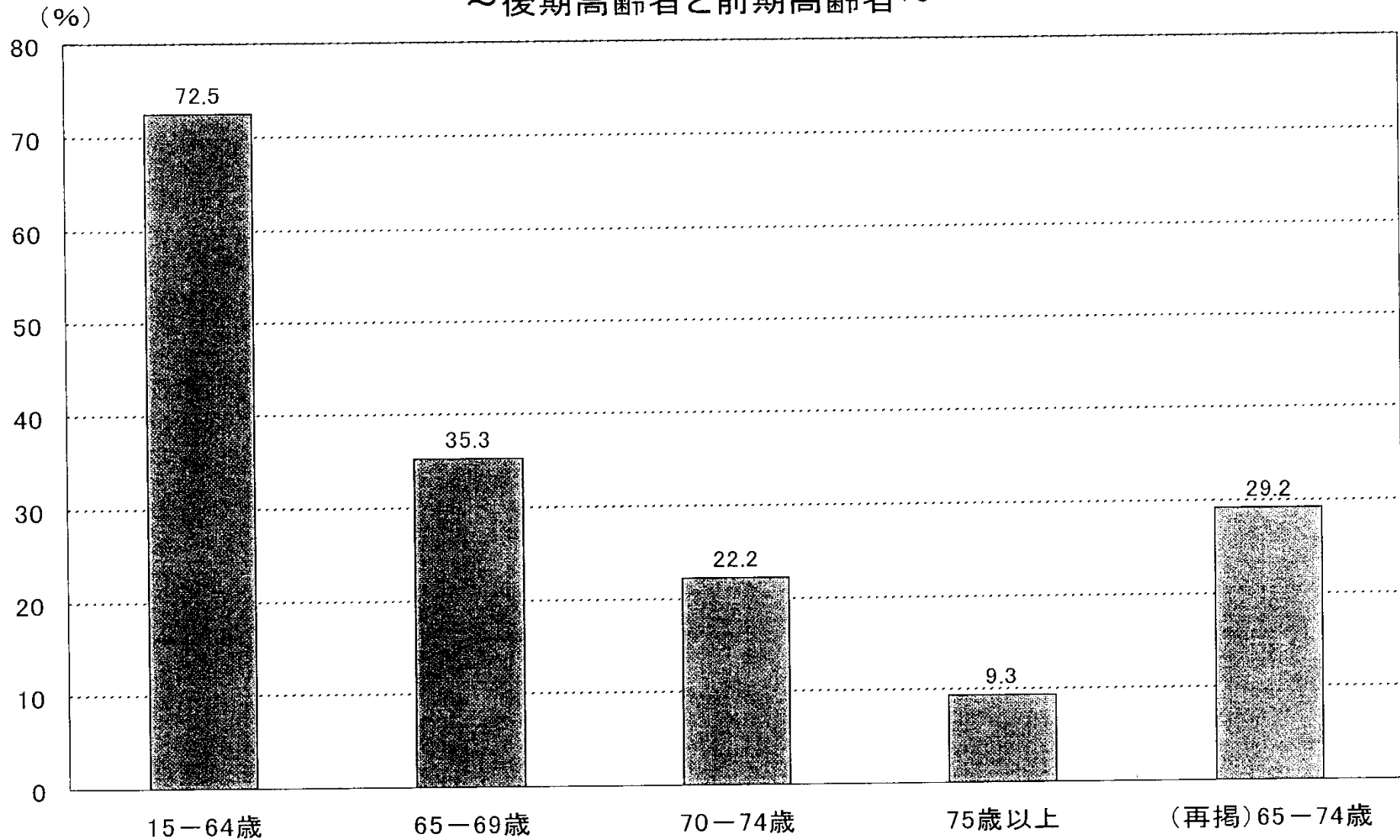
資料出所：平成14年度厚生労働白書（原調査：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」）

## 高齢者の特性について(加齢に伴う諸指標の変化)



# 労働力人口比率

～後期高齢者と前期高齢者～



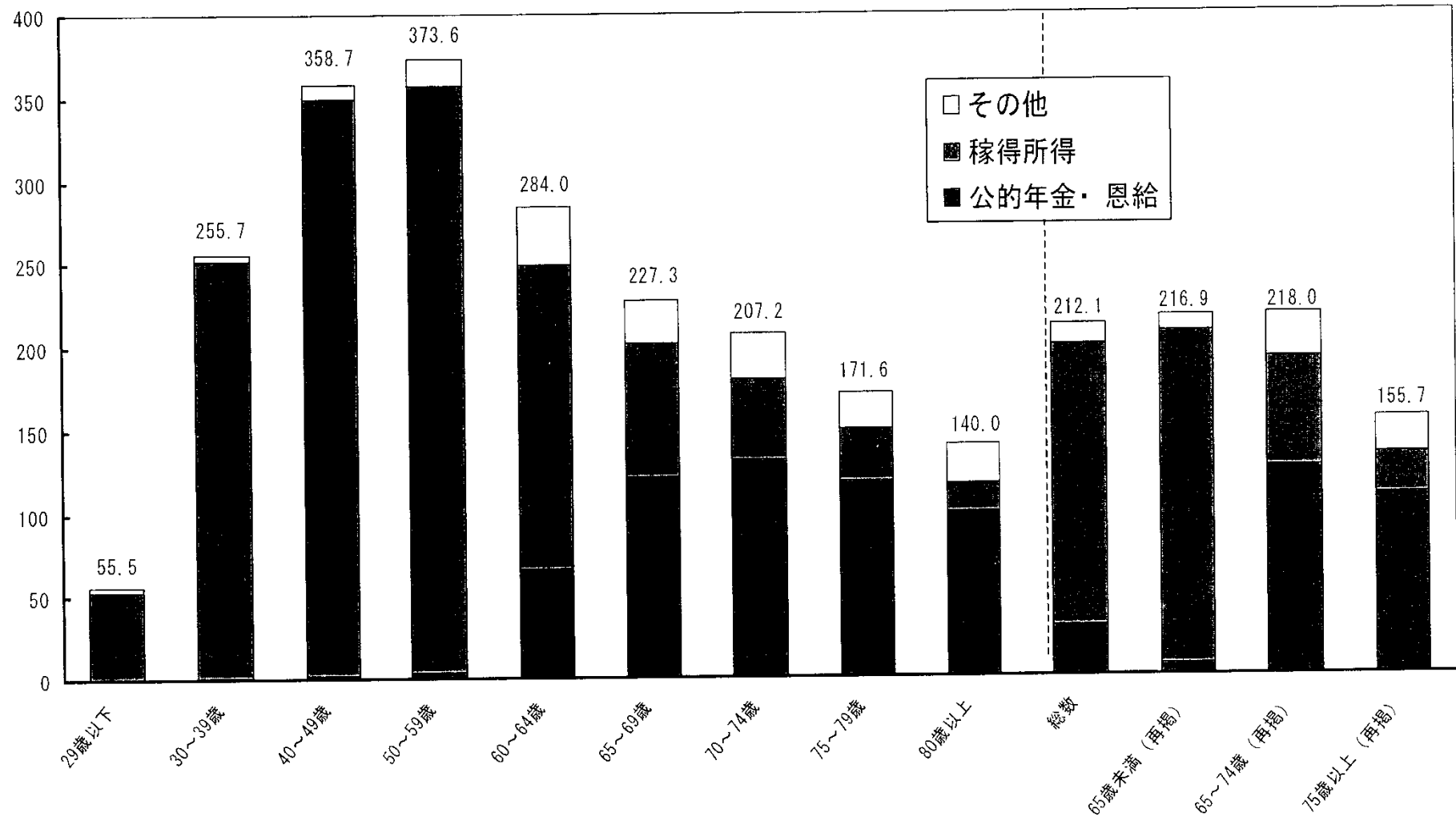
(注1)労働力人口とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。

(注2)労働力人口比率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

(資料)総務省「労働力調査」平成15年平均

## 世帯員の年齢・所得の種類別にみた個人が得ている所得金額（平成12年の所得）

（万円）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年 国民生活基礎調査」（大規模調査年）の個票データにより、厚生労働省保険局調査課において集計

（注）所得の定義は同調査における所得の種類を基に以下のように定義した。

稼得所得＝雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得

その他＝家賃・地代の所得＋利子・配当金＋公的年金・恩給以外の社会保障給付金＋仕送り＋個人年金＋その他の所得

## 公的年金額の比較

		昭和58年度	平成13年度	増減率
厚生年金保険(老齢年金)	年金額(円)	1,359,552	2,098,068	154.32%
	年金月額(円)	113,296	174,839	154.32%
	受給者数(人)	2,709,622	8,950,857	330.34%
	平均被保険者期間	289ヶ月	394ヶ月	136.33%
国民年金(老齢年金)	年金額(円)	310,572	620,208	199.70%
	年金月額(円)	25,881	51,684	199.70%
	受給者数(人)	6,202,685	16,930,232	272.95%
	平均被保険者期間	—	346ヶ月	—
老齢福祉年金	年金額(円)	301,200	412,000	136.78%
	年金月額(円)	25,100	34,333	136.78%
	受給者数(人)	2,350,700	107,336	△95.43%

※平成13年度の厚生年金保険は、旧法厚生年金保険及び新法厚生年金保険の合算数

※平成13年度の国民年金は、旧拠出制及び新法基礎年金の合算数

※年金月額は、1人当たり平均年金月額(年金額は×12ヶ月)

※数値は、各年度末現在

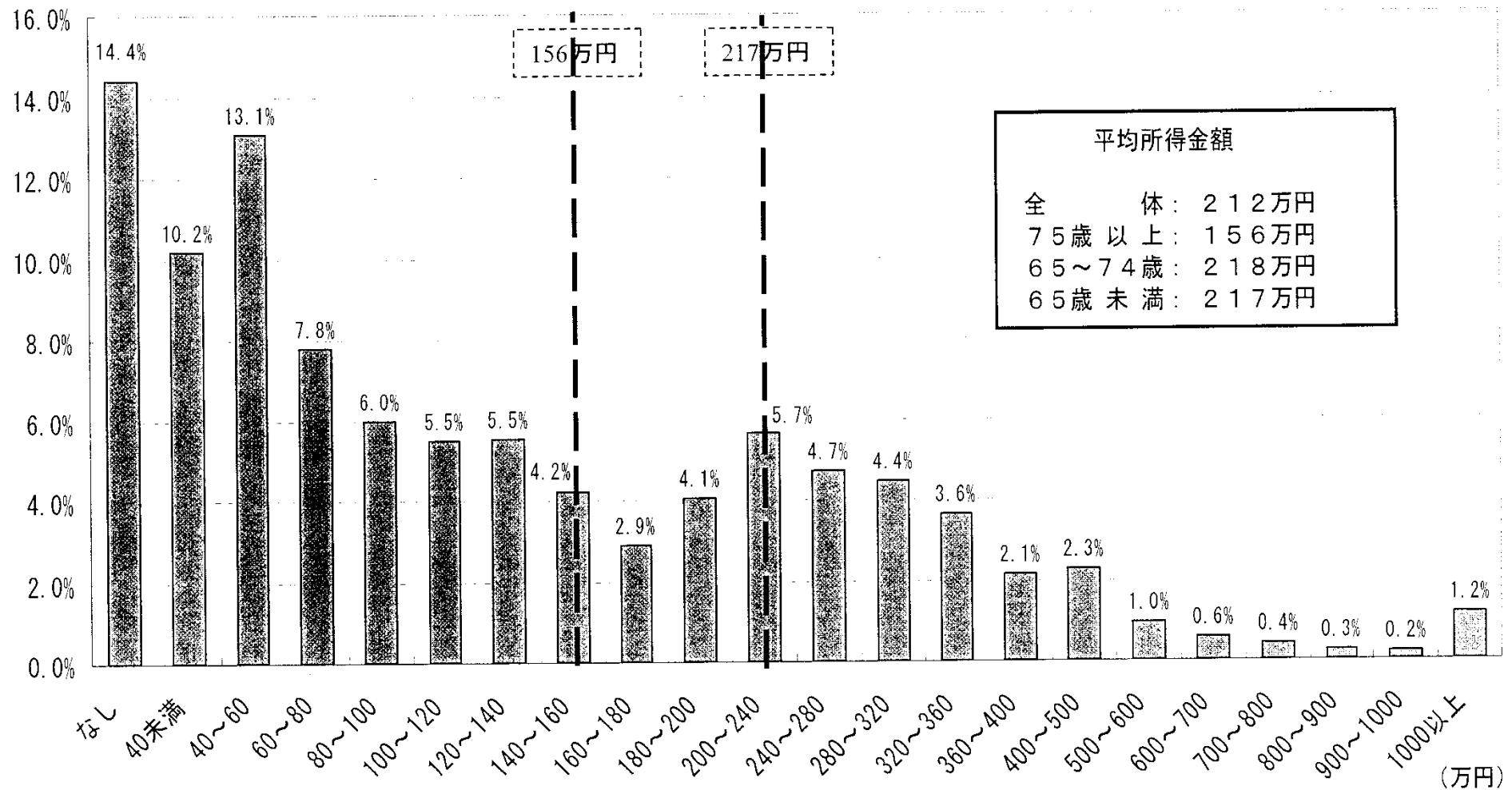
※厚生年金保険の平均被保険者期間は、当該年度の新規裁定者にかかる期間

※平成13年度の厚生年金保険の平均被保険者期間は、新法厚生年金保険にかかる期間

※昭和63年度の国民年金の平均被保険者期間は、294ヶ月(新法)

資料出所：社会保険庁事業年報(昭和58年度版・平成13年度版)

## 個人の所得分布：75歳以上（平成12年の所得）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年 国民生活基礎調査」（大規模調査年）の個票データにより、厚生労働省保険局調査課において集計  
 注1）国民生活基礎調査による所得であり、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、公的年金・恩給、家賃・地代の収入、利子所得等  
 のほか、仕送りなどを含む実質的な収入額である。

2）「所得なし」には、所得額の記入のない者を含む。

# 国民健康保険料の賦課・徴収について

## 1. 保険料

国民健康保険の保険料は、所得等被保険者の負担能力に応じた負担となる応能部分と、被保険者1人当たりの一定額等となる応益部分によって構成されている。応能部分と応益部分の構成比率の標準は政令で定められているが(下表参照)、各方式の選択、構成比率については、市町村が実情に応じて運用することとしている。

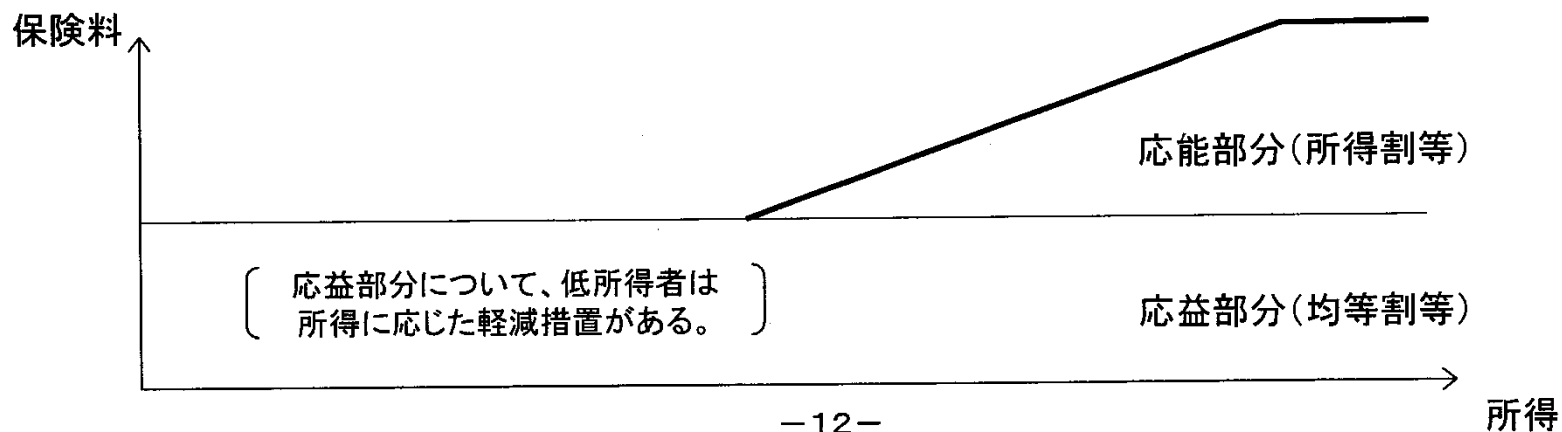
また、低所得者については、応益部分の保険料を軽減する仕組みが取られている。

※軽減率は、各市町村の応益割合(保険料収入に占める応益保険料の割合)により異なる。

## 2. 徴収

世帯主から保険料を個別に徴収(普通徴収)する。 ※平成14年度の収納率:90.39%

標準割合		4方式	3方式	2方式
応能部分	所得割総額	100分の40	100分の50	100分の50
	資産割総額	100分の10		
応益部分	均等割総額	100分の35	100分の35	100分の50
	平等割総額	100分の15	100分の15	



<参考>

## 高齢者の介護保険料の賦課・徴収について

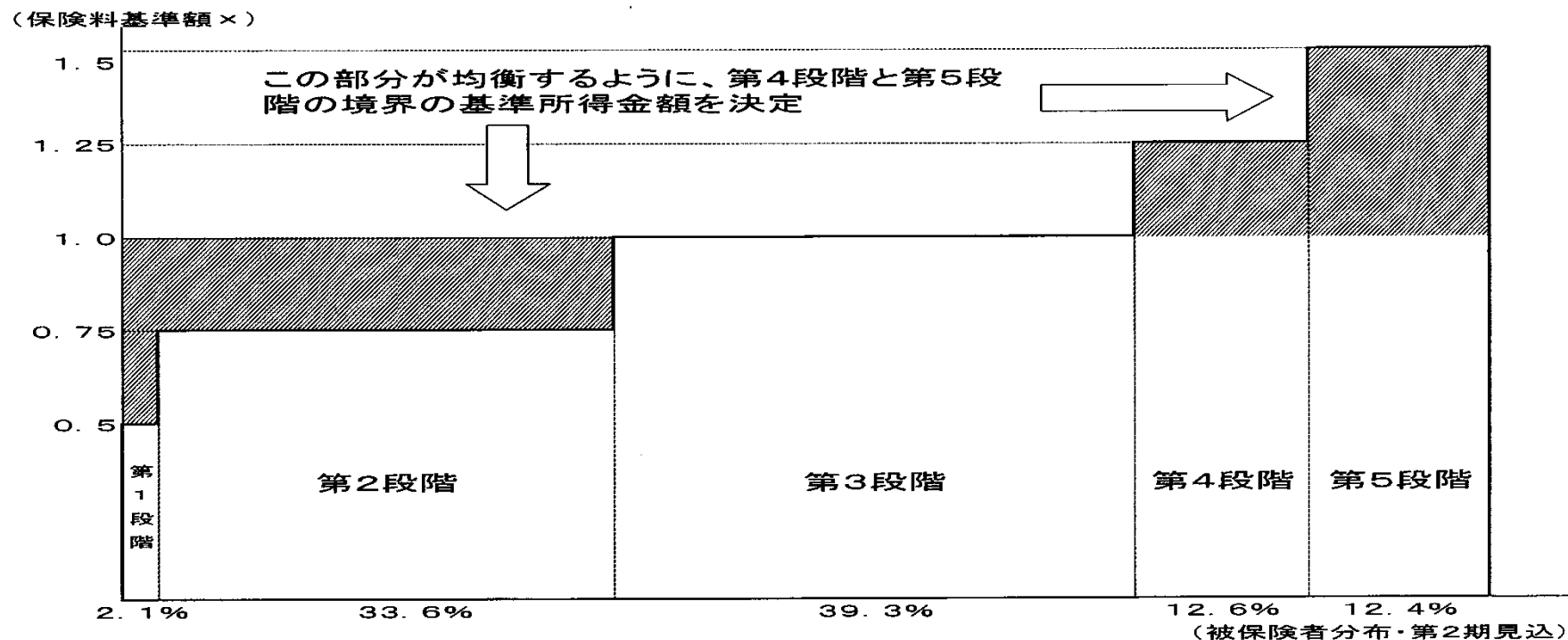
### 1. 保険料

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、所得段階別の定額保険料の仕組みとなっており、各市町村ごとに5段階または6段階の設定となっている。

### 2. 徴収

年金額が一定以上の者は年金から特別徴収され(全体の8割程度)、それ以外の者は(全体の2割程度)市町村が個別に徴収(普通徴収)する。

※平成14年度の収納率(普通徴収):91.9%



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料については、医療保険の保険料と一括徴収される。